

使用料及び手数料等の 適正な見直し方針

令和7年3月 改訂

名張市

使用料、手数料及び利用者負担等の見直し検討ワーキンググループ
行政・デジタル改革推進室

目 次

改訂履歴	3
1. 基本方針	4
2. 見直し対象	4
(1) 使用料	4
(2) 手数料	4
(3) その他の利用者負担に係る料金	4
3. 使用料に関する見直し	5
(1) 検討対象の選別	5
(2) 算定方法	5
(3) 原価に含める対象経費	6
(4) 維持補修費、物件費、人件費、減価償却費	7
(5) 原価の計算方法の例	9
(6) 性質別受益者負担割合	9
(7) 見直し方法	9
(8) 見直し手順	11
4. 手数料に関する見直し	12
(1) 検討対象の選別	12
(2) 性質別受益者負担割合及び見直し方法	12
(3) 督促手数料の廃止適否に関する検討	12
5. その他の利用者負担に係る料金に関する見直し	13
(1) 検討対象の選別	13
(2) 性質別受益者負担割合及び見直し方法	13
(3) 料金の新設に関する検討	13
6. 減免及び割増措置に関する見直し	13
7. 見直し時期	13
8. 市民への周知等	14

改訂履歴

年 月	主な改訂内容
令和3年9月	・ 策定
令和7年3月	・ 使用料の算定に当たり、原価に算入する減価償却費の変更 ・ 督促手数料の廃止適否に関する検討の追加 ・ その他の利用者負担に係る料金に関する見直しの追加 ・ 減免及び割増措置に関する見直しの追加

1. 基本方針

地方公共団体が行政サービスを提供するためには多額の経費が掛かり、そこには多くの税財源等が充てられていますが、その中でも、特定の者に特に利益を生じさせるサービス（以下「特定行政サービス」といいます。）の提供のために必要な経費については、当該特定行政サービスの性質並びに市民全体の負担の公平性及び近隣自治体との均衡等の観点を踏まえ、受益者負担の原則に基づく適正な負担を求める必要があります。

また、本市が令和6年11月に行った「なばり新時代の大改革宣言」では「名張市行財政改革プラン」に掲げる財政健全化の取組として使用料や手数料の改定に取り組むこととしており、令和6年度に開催した「新たな財源の確保ワーキンググループ」では、使用料及び手数料の見直しについて提言がされています。加えて、昨今の光熱費や資材等の物価高騰をはじめ、郵便料金、労務費等の上昇を受け、公共サービスの受益者に応分の負担を求めることを目的として使用料及び手数料等の見直しを実施することとします。

なお、本指針による見直しに当たっては、一時的に必要となった経費を一律に使用料及び手数料等に転嫁することのないよう、複数年度の経費を検討材料にする等、適切な検討を行います。

2. 見直し対象

（１） 使用料

使用料とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条に規定する使用料を指し、行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収するものをいいます。これら財産及び施設には、指定管理者により徴収される使用料を含みます。

なお、同法第228条第1項の規定において使用料は、「条例でこれを定めなければならない。」とされています。

（２） 手数料

手数料とは、地方自治法第227条に規定する手数料を指し、特定の者に対して特に利益を生じさせる事務につき、手数料を徴収することができることとされており、使用料同様に条例で定める必要があります（同法第228条第1項）。

（３） その他の利用者負担に係る料金

地方自治法第224条に規定する分担金のほか、特定行政サービスについて利用者から徴収する料金で、使用料及び手数料を除く負担金及び諸収入等が該当します。

3. 使用料に関する見直し

(1) 検討対象の選別

ア 検討対象

- 市内の公の施設 (図1：AとBの施設)

イ 検討対象外

- 行政評価による事務事業の廃止対象施設
- 法令等により使用料を徴収できない施設
 - … 小・中学校(目的外使用を除きます。)、図書館(図書館に併設する会議室等を除きます。)
- 制度上の算定方法に基づき使用料を算定する施設(市で個別の基準を設けて算定するものを除きます。)
 - … 市営住宅、保育所
- 地方公営企業に係る施設
 - … 水道料金、公共下水道使用料 等

図1

使用料

市内の公の施設

- A. 市管理施設 (防災センター、斎場、リバーナホール、市道の占用料 等)
- B. 指定管理者制度による管理施設 (総合体育館、市民センター、青少年センター等)

AやBに分類されない個別使用料

(市営住宅※、保育所※、水道料金、公共下水道使用料 等)

※ 市で個別の基準を設けて算定するものを除きます。

(2) 算定方法

使用料は、以下の計算方法により算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別受益者負担割合}$$

④ 維持補修費
+
⑤ 物件費
+
⑥ 人件費
+
⑦ 減価償却費

対象とする施設の「日常生活上の必要性」、
「民間による提供の可能性」等のサービスの性質(公共性の強弱)により、決定された受益者と公費の負担割合
各施設の割合については「(6) 性質別受益者負担割合」を参照

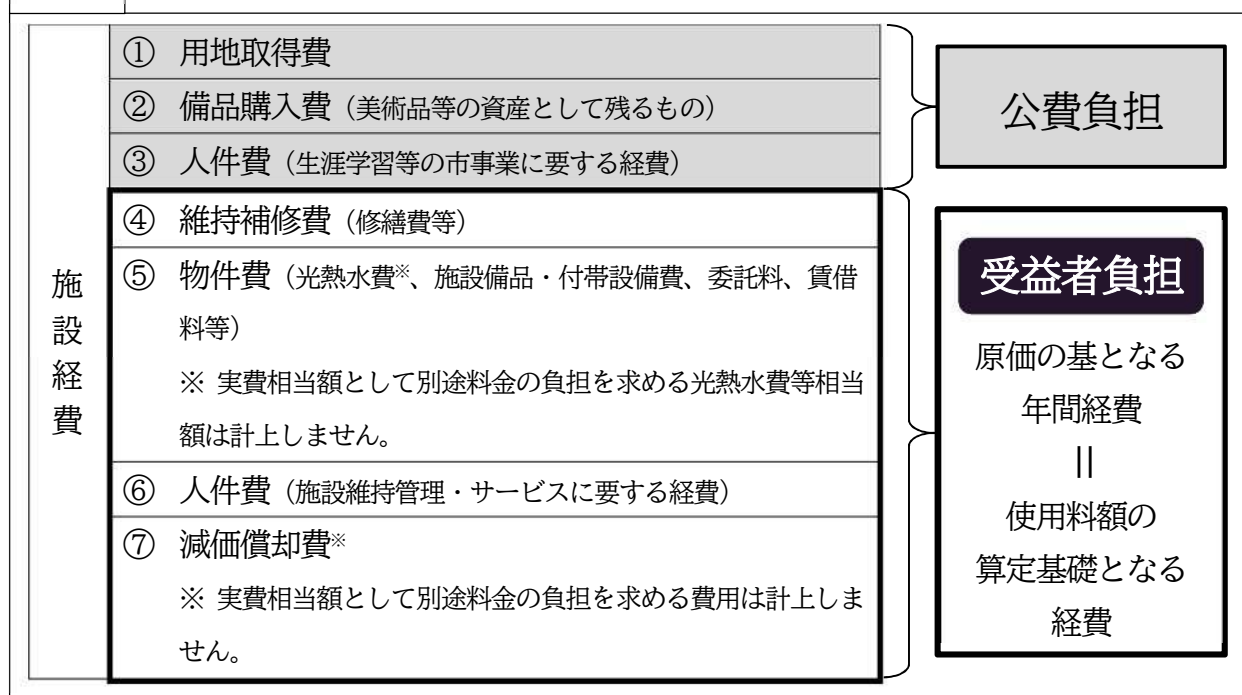
(3) 原価に含める対象経費

原価に含める対象経費は、以下のとおりとします。なお、支払った消費税は、対象経費として原価に含めます。

$$\text{原価} = \left(\text{④維持補修費 (1㎡)} + \text{⑤物件費 (1㎡)} + \text{⑥人件費 (1㎡)} + \text{⑦減価償却費 (1㎡)} \right) \times \left(\text{貸出面積 (㎡)} + \text{按分面積 (㎡)} \right)$$

貸出施設の共有部分を維持管理するに当たり、要した経費を適正に使用料に反映するために、共有部分の面積を貸出面積と非貸出面積それぞれの割合に按分した面積をいいます。

図2



(4) 維持補修費、物件費、人件費、減価償却費

ア 維持補修費 (図2:④)

維持補修費とは、施設の維持に係る修繕や補修等に係る経費の合計をいいます。積算に当たっては年度間の格差を平準化するために、原則として過去2年間の平均額を用いるものとします。

維持補修費は、以下の計算方法により算出します。

$$\text{施設の維持補修費 (円/㎡)} = \text{施設全体の維持補修費 (円)} \div \text{施設全体の面積 (㎡)}$$

イ 物件費 (図2:⑤)

物件費とは、施設において使用する光熱水費、役務費、委託料、備品購入費等に係る経費の合計額をいいます。積算にあつては、年度間の格差を平準化するために、原則として過去2年間の平均額を用いるものとします。

なお、利用した時間に則した料金の把握ができる場合かどうかにより次のように取り扱うこととします。

(ア) 利用した時間に則した料金分が把握できる場合

⇒別途徴収とします。

(イ) 利用した時間に則した料金分が把握できない場合

⇒施設経費を算出する際に含めることとし、別に徴収は行わないこととします。

$$\text{物件費 (円/㎡)} = \text{年間の物件費 (円)} \div \text{施設全体の面積 (㎡)}$$

ウ 人件費 (図2:⑥)

人件費とは、利用者への対応及び処理等に係る経費をいいます。積算にあつては、職員給与、嘱託員報酬、諸手当、共済費等の合計額とし、他の業務と兼務している場合は当該合計額をその業務量等に応じて按分することとし、以下の計算方法により算出します。

人件費については、原則過去1年間の実績に基づき積算することとしますが、年度間に格差がある場合は、それらを平準化するために、過去2年間の人件費の平均額を用いるものとします。

$$\begin{aligned} \text{人件費 (円/㎡)} &= \text{施設の維持管理に要する人件費 (円/㎡)} \\ &\quad + \text{貸出業務に要する人件費 (円/㎡)} \end{aligned}$$

※ 施設の維持管理に要する人件費 (円/㎡)

$$= \text{施設全体の維持管理に要する人件費 (円)} \div \text{施設全体の面積 (㎡)}$$

※ 貸出業務に要する人件費 (円/㎡)

$$= \text{貸出業務に要する人件費 (円)} \div \text{貸出部分の面積 (㎡)}$$

(ア) 正職員の人件費の算出について

① 1人当たりの年間平均給与（地方財政状況調査より）

- ・令和5年度 給与総額：7,519,725円（共済組合負担金を含みます。）
- ・令和4年度 給与総額：7,429,764円（共済組合負担金を含みます。）

② 算出方法

- ・年間従事者数は、小数点第2位未満を切り捨てます。

(イ) 臨時職員の賃金の算出について

① 臨時職員（臨時事務補助員、業務補助員）の賃金については、実額ベースの所要額を用いるものとします。

<参考>

・令和5年度

臨時事務補助員（7.5h）年額：1,728,000円（時間給960円※）

業務補助職員（6.0h）年額：1,382,400円（時間給960円※）

※ 会計年度任用職員の時給単価（4月1日から9月30日までは940円、10月1日から3月31日までは980円）を参照しました。

・令和4年度

臨時事務補助員（7.5h）年額：1,665,000円（時間給925円※）

業務補助職員（6.0h）年額：1,332,000円（時間給925円※）

※ 会計年度任用職員の時給単価（4月1日から9月30日までは910円、10月1日から3月31日までは940円）を参照しました。

② 算出方法

- ・年間従事者数は、小数点第2位未満を切り捨てます。

エ 減価償却費（図2：⑦）

施設の建設及び大規模改修並びに1件50万円以上の備品購入に係る減価償却費は、固定資産台帳に記載されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出します。また、固定資産台帳に記載されていない経費であっても、各所属において減価償却費を積算し計上することも差し支えないものとします。ただし、資産として残る土地及び美術品等の取得費用のほか、実費相当額として別途料金の負担を求める費用は原価の算出に含めないものとします。

なお、各施設は市民の誰もが利用できる市民全体の財産であるとともに、建設や大規模改修等に当たり、国県補助金や交付税措置のある地方債等を活用する施設があることから、原価に算入する減価償却費のうち、半額を控除するものとします。

(5) 原価の計算方法の例

ア 会議室等

会議室等の一定の区画を、一定時間貸切で利用者に提供する施設の原価は、以下の計算方法により算出します。

会議室 1 室・1 コマの原価 (円)

$$= 1 \text{ 室当たりの年間経費 (円)} \div \text{年間貸出可能時間 (h)} \times 1 \text{ コマ当たりの貸出時間 (h)}$$

イ 個人利用施設 (トレーニングジム等)

一定の区画を不特定多数の利用者が同時に利用する施設の原価については、過去 5 年間の実績から、以下の計算方法により算出します。

$$1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 回の原価 (円)} = \text{施設に係る年間経費 (円)} \div \text{年間利用時間 (h)} ※$$

※ $\text{年間利用時間 (h)} = \text{年間利用回数} \times 1 \text{ 回当たりの利用可能時間 (h)}$

(6) 性質別受益者負担割合

使用料は、特定行政サービスであることを踏まえ、性質別負担割合は原則 100%としますが、公共的必需性や市場性の性質別に分類し、施設の性質別受益者負担率分類表 (表1) のとおり受益者負担割合を設定することにより、公平かつ公正な「受益者負担」を確立します。

また、図書館等の法令により使用料が無料とされている施設や、市が条例により政策的に無料としている施設については、性質別負担割合を 0%とし、受益者負担を求めないこととします。

(7) 見直し方法

使用料の見直しに当たっては、「使用料見直し調査票」を利用した検討を基本とし、以下の順により行います。

ア 料金設定に当たり、原価を基礎とした算出を行います。

イ 施設の性質別分類を行い、公費負担と受益者負担の割合を明確にします。

ウ 受益者負担の急激な増加や低額となることで生じる民業圧迫を回避するため、緩和措置として、改定上限率及び改定下限率を設け、段階的に適正な額に近づけていくこととします。

(緩和措置により、近隣自治体や民間類似施設との均衡を欠くなどの場合は、例外的に適用しません。)

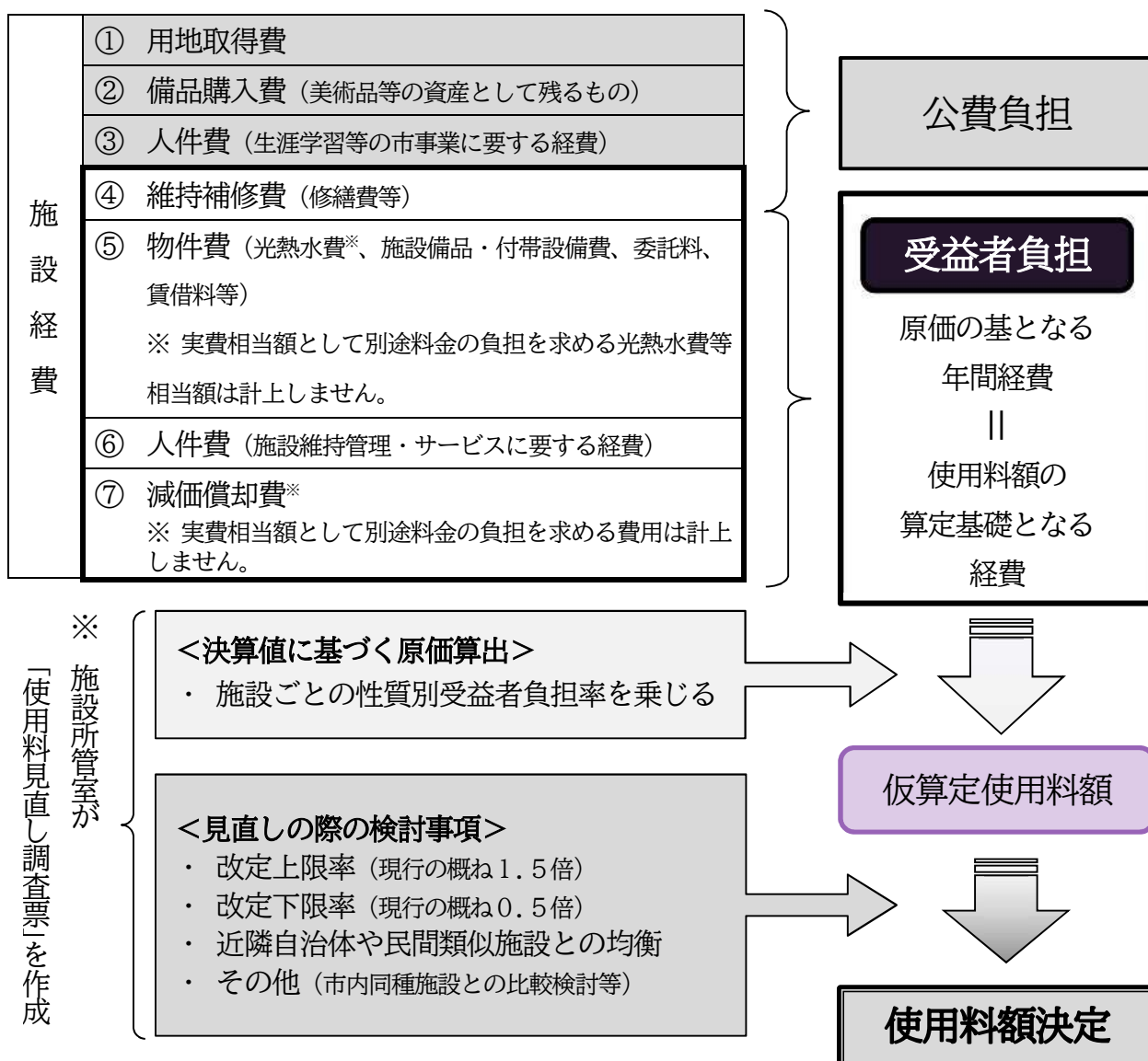
表1：施設の性質別受益者負担率分類表

			公共的必要性		
			市民が日常生活を営む上で必要となる大多数の市民が利用する施設	一定の公共性の下、特定の受益者の利便を図る施設	選択的要素が強く、利用者が限定されている施設
			大	中	小
市場性	民間事業者が類似・同種のサービスを提供している採算性の高い施設	大	第7分類 【公 費 50】 【受益者 50】	第8分類 【公 費 25】 【受益者 75】	第9分類 【公 費 0】 【受益者 100】
					学校施設 (目的外利用) リバーナホール 市営駐車場 美旗自転車駐車場
	民間事業者による類似・同種のサービス提供が期待できるが、運営費の一部を料金収入で賄うべき施設	中	第4分類 【公 費 75】 【受益者 25】	第5分類 【公 費 50】 【受益者 50】	第6分類 【公 費 25】 【受益者 75】
			斎場（人体又は身体の一部・胞衣物等）	隣 保 館（市長が必要と認めるとき） 教育集会所（市長が必要と認めるとき） 児 童 館（市長が必要と認めるとき） 一ノ井老人福祉センター（市長が必要と認めるとき） 旧学校施設 市民情報交流センター 旧細川邸やなせ宿 防災センター 大型作業場 ※ 以下、指定管理者制度による管理施設 総合福祉センターふれあい 青少年センター、勤労者福祉会館 市民テニスコート 市民野球場、市民陸上競技場、総合体育館 薦原公園テニスコート 薦原公園ソフトボール場 つつじが丘公園テニスコート つつじが丘公園運動場、八幡二号公園運動場 ターゲット・バードゴルフ場 新田ゲートボール場、市民ホッケー場 武道交流館いきいき、市民センター 国津の杜くにつふるさと館 国津の杜はぐくみ工房あららぎ	斎場（小動物）
	民間事業者による類似・同種のサービスが提供されておらず、採算性の低い施設	小	第1分類 【公 費 100】 【受益者 0】	第2分類 【公 費 75】 【受益者 25】	第3分類 【公 費 50】 【受益者 50】
			隣 保 館（目的利用） 教育集会所（目的利用） 児 童 館（目的利用）	郷土資料館 観阿弥ふるさと公園（舞台） 名張藤堂家邸 夏見庵寺展示館 国津コミュニティバスあららぎ号 循環型コミュニティバスナッキー号	

(8) 見直し手順

使用料の見直しは、以下の手順により行います。

ア	施設の日常的な維持に要する管理費と人件費、サービスに要する人件費、光熱水費、委託料、賃借料等の物件費及び減価償却費を使用料額の算定基礎とします。
イ	算定基礎となる経費等の額は、令和5年度（維持補修費、物件費にあつては、過去2年間の平均額を用いるものとします。）の決算値に基づき、施設の性質別受益者負担率を乗じて、仮算定使用料額を求めます。
ウ	トレーニングジムなど個人利用の場合、1人当たりの原価から仮算定使用料を算出します。
エ	仮算定使用料額を基準として、改定上限率及び改定下限率、近隣自治体・民間類似施設との均衡等の状況を勘案し、使用料額を決定します。
オ	仮算定使用料額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとします。



4. 手数料に関する見直し

(1) 検討対象の選別

ア 検討対象

- ・ 特定行政サービスに係る条例で定める手数料

イ 検討対象外

- ・ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により手数料の標準額が定められているもの
… 戸籍事務手数料、自動車臨時運行許可手数料 等
- ・ 県等の基準によりサービス提供の統一的な取扱いを図るため標準額が定められているもの

(2) 性質別受益者負担割合及び見直し方法

特定行政サービスに係る手数料は、その性質から原則100%の受益者負担割合とし、国県の動向や実費計算等を踏まえた上で、県内・近隣自治体の状況等を勘案して金額を見直します。

具体的手数料の改定は、「手数料見直し調査票」を利用して行うことを基本とします。

(3) 督促手数料の廃止適否に関する検討

税や保険料の督促状を発行した場合の手数料として督促手数料を徴収していますが、問合せへの対応やその徴収のために、金額以上の労力を要している現状があります。

督促事務の業務量を軽減して空いた時間を他の徴収事務に充てることにより、業務の効率化と徴収率の向上を目指すことを目的として、督促手数料を廃止することの適否について検討します。

5. その他の利用者負担に係る料金に関する見直し

(1) 検討対象の選別

ア 検討対象

- ・ 特定行政サービスについて利用者から徴収する料金で使用料及び手数料を除く分
担金、負担金及び諸収入等
… 各種検診個人負担金、配食サービス事業自己負担金 等

イ 検討対象外

- ・ 国県等の基準で負担割合や標準額が定められているもの

(2) 性質別受益者負担割合及び見直し方法

その他の利用者負担に係る料金は、その性質から原則100%の受益者負担割合とし、特定行政サービスの提供に係る経費及び県内・近隣自治体の状況等を勘案した上で金額を見直します。

料金の改定は、「その他の利用者負担に係る料金見直し調査票」を利用して行うことを基本とします。

(3) 料金の新設に関する検討

これまで利用者に負担を求めていなかった特定行政サービスについても、サービス提供に係る経費及び県内・近隣自治体の状況等を勘案した上で、利用者負担に係る料金を新規に設定することを検討します。

- … 行政視察に伴う費用、施設の体験利用料、行事や研修会等への参加料 等

6. 減免及び割増措置に関する見直し

減免及び割増措置は、あくまでも受益者負担の例外であり、過大となることは負担の公平性を欠くこととなるため、施設や事務の性格、措置の対象を十分に検討し上で適切に見直しを行うものとします。

7. 見直し時期

原則として5年に1回程度の見直しを行うこととし、各施設が料金設定の際に用いた維持補修費や人件費等の原価のほか、社会情勢等に大きな変化が生じたときは、施設ごとに適宜、見直しを行うものとします。

8. 市民への周知等

名張市パブリックコメント制度実施要綱では、パブリックコメント手続を実施する対象として金銭徴収に関する条項を除くことから、パブリックコメントは実施せず、以下の方法により十分な周知に努め、説明責任を果たします。

ア ウェブサイト

- ・ 使用料及び手数料等の改定に係る総括的な情報を市のウェブサイトに掲載しますが、必要に応じて所管室のウェブサイトにおいても使用料及び手数料等の改定に係る詳細な情報を掲載します。

イ 公式LINE

- ・ 一斉送信により案内します。

ウ 広報なばり

- ・ 令和7年10月号に改定内容を一括して掲載します。

エ チラシ及び掲示物

- ・ 各施設又は手数料等を所管する各室において、チラシ及び掲示物による周知を行い、問合せがあった場合は適宜説明を行います。

オ その他

- ・ 使用料を改定する各施設における周知に十分努めるとともに、「市政へのご意見」に対する回答を含めて、不足が生じないよう説明責任を果たします。